令和6年度 災害ボランティア活動の促進に関して講じた 施策の実施状況及び成果に関する報告書

令和7年6月 茨 城 県

この「災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書」は、茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例(令和2年茨城県条例第59号)第13条第1項の規定に基づく報告書です。

報告書の作成に当たっては、同条例第7条から第12条まで及び第14条の規定に沿って、令和5年度の施策や取組を整理しています。

茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例(抄) (年次報告)

- 第13条 知事は、毎年度、災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況 及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をしなければならない。
- 2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

目 次

1	条例の基本事項	•	•	•	•	•	1	
	条例の概要・施策体系図・推進体制等)条例の概要・施策体系図	•	•	•	•		1	
(2)推進体制				•	•	2	
(3)条例制定後の主な取組		•	•	•		3	
	条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取)事業者の協力	:組	•				5	
(2)相互の連携強化		•			•	6	
(3)人材の育成及び確保		•		•	•	7	
(4)被災者の支援の迅速かつ適切な実施		•	•	•	•	1 3	
(5)県外における災害ボランティア活動に対する支援		•	•	•	•	1 8	
(6)普及啓発		•	•	•	•	19	
(7)推進体制の整備等				•	•	2 1	
(参	考) 城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例			_			2.3	

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

条例の基本事項

条例の名称	茨城県災害ボランティア活動	促進するための条例	
担当課 (室)	福祉政策課	公布日	令和2年12月18日
報告の根拠	第13条第1項(年次報告)		

条例の概要・施策体系図・推進体制等

(1) 条例の概要・施策体系図

1 目的(第1条)

災害ボランティア活動の促進に係る施策の基本事項を定め、県、市町村 及び社会福祉協議会(以下これらを「行政等」という。)、災害ボラン ティアその他の災害ボランティア活動に関わる多様な主体の連携体制を構 筮

○災害ボランティア 活動の促進 ○被災者の支援の充実

県民が安心 して暮らすこ とができる社 会の実現

2 定義(第2条)

- ○災害:暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害 の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害
- ○災害ボランティア活動:被災者を支援するためのボランティア活動及び当該ボランティア活動を円滑に行うための ボランティア活動
- ○災害ボランティア: 災害ボランティア活動を行う個人又は団体
- ○災害ボランティアセンター:災害ボランティアの募集、災害ボランティア 活動の場所に係る情報提供その他の災害 ボランティア活動の円滑な実施に係る支援を目的として社会福祉協議会が設置する組織
- ○社会福祉協議会:社会福祉法に規定する市町村社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会であって、県の区域内で 事業を行う者
- ○学校:学校教育法に規定する小、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)
- ○自主防災組織等:災害対策基本法に規定する自主防災組織、消防団、水防団、防災士、その他地域において防災活動を 行う団体又は個人

3 基本理念(第3条)

- 災害ボランティア活動は、相互扶助の精神に基づく自発的な活動
- ・被災者の意向並びに災害ボランティアの自主性及び自立性の尊重 ・行政等と被災者とボランティアとの信頼関係の下に連携及び協力を図る。
- 被災者の権利利益の保護
- ・災害ボランティアの生命及び身体の安全 の確保

被災者 支援の 充実

・被災者の支援に関する的確な情報の 収集及び提供

県の責務と県民等の役割等(第4条一第8条)

県の責務と関係者の役割を明確化(県、県社協、市町村・市町村社協、災害ボランティア、県民、事業者)

5 基本的施策(第8条-第15条)

(1) 連携強化(第8条)(再掲)

- ○市町村、社会福祉協議会及び災害ボランティア相互 の連携協力による施策の策定・実施
- ○災害ボランティアセンターの設置運営に係る役割・ 費用分担の明確化

(2) 人材育成·確保(第9条)

○被災者支援に関する専門的知識を要する人材の育成 ○学校による災害ボランティア活動に関する体験の機会の 提供、自主防災組織等との交流などの教育活動の実施

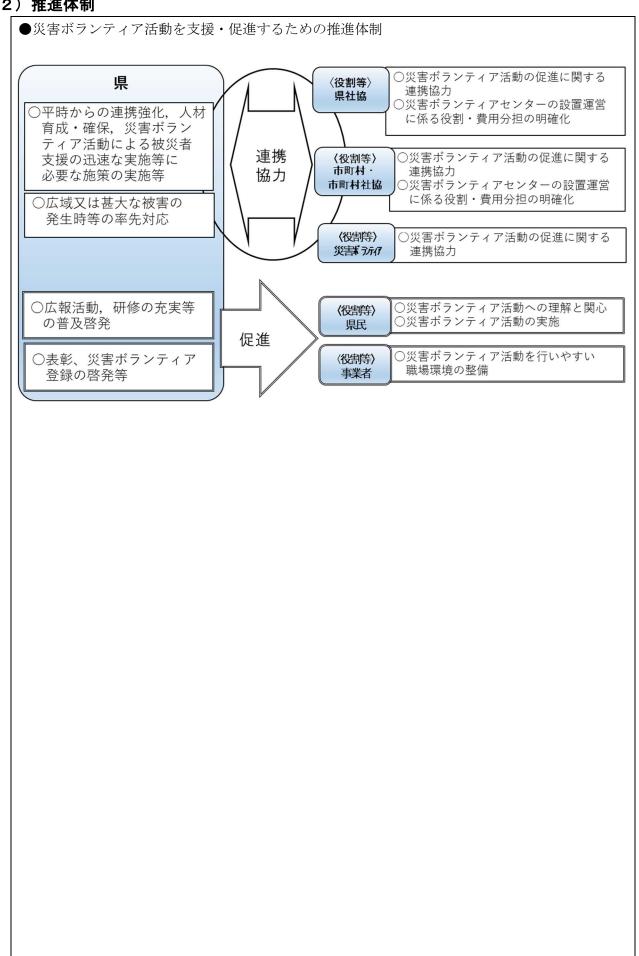
(3) 被災者の支援の迅速かつ適切な実施(第10条)

- ○災害ボランティア活動に関する連絡調整など,災害ボランティア活動の円滑な実施に資する活動を行う団体の育成又は
- ○ボランティアセンターの設置運営や、災害ボランティア活動による被災者支援に係る研修・訓練の実施
- ○資機材の確保に関する援助など、災害ボランティアがその活動を行いやすい環境整備に対する支援
- ○災害ボランティア活動に際しての個人情報の保護など,被災者の権利利益の保護や,感染症の予防など,災害ボラン ティアの安全確保

(4) その他

- ○県外における災害ボランティア活動に対する支援(第11条)
- ○県民に対する広報活動,研修の充実その他の普及啓発(第12条)
- ○施策の実施状況及び成果に係る議会への年次報告,報告の公表(第13条)
- ○条例の施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備,基金の設置その他の必要な措置(第14)
- ○必要な財政上の措置(第15条)

(2) 推進体制



(3) 条例制定後の主な取組

1 人材の育成及び確保

災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できる人材の育成

(1) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施(県社協・市町村社協共催等)

年度	開催回数	参加者数	開催市町村
R 4	5	216 人	龍ケ崎市他4市町で実施
R 5	5	309 人	水戸市他4市町で実施
R 6	7	395 人	土浦市他6市で実施 ※うち、新たに県社協単独主催による集合訓練を 2市で実施

(2) 災害初動期対応チームの育成

災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員で、 養成研修の修了者によりチームを構成。災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派 遣し、センターの設置・運営を担っている。

年度	メンバー養成研修(修了人数)	年度末チーム登録者数
R 4	29 人	117 人
R 5	47 人	164 人
R 6	62 人	218 人

(3)「いばらき防災大学」における地域防災リーダー*の養成

【「いばらき防災大学」開催状況】

年度	R 4	R 5	R 6
受講者数(修了者数)	226 人(216 人)	271 人(267 人)	211 人(206 人)

[※]地域防災リーダー:地域で自主防災組織等のリーダーとして活動できる人材

2 被災者支援の迅速かつ適切な実施

(1) 茨城県災害ボランティア登録の推進

平時から予め災害ボランティアを登録し、災害時には登録者に対して災害ボランティアセンター開設情報など、活動に必要な情報を提供

【年度末登録件数】

年度	個人登録	団体登録
R 4	593 人	28 団体
R 5	1,056 人	95 団体
R 6	1,433 人	164 団体

※個人:R3年9月~、団体:R4年度~

※R7年4月20日現在:個人登録1,451人、団体登録166団体

(2) 企業等に対する登録推進の働きかけ

市町村、社会福祉協議会との連携により、県内企業や地域団体等に対して、災害ボランティア登録の推進と災害時の参加協力、ボランティア休暇制度の導入依頼などについて働きかけを実施

(3) 災害ボランティアセンターの運営を効率化するシステムの運用

災害ボランティアと被災者ニーズのマッチングを円滑化するシステム(いばらき型 災害ボランティアセンター運営システム(IVOS))を運用し、災害ボランティアセン ターを効率的に運営(令和3年10月~)

【IVOS 操作研修の実施】

市町村社協からの要請に応じて実施

年度	R 4	R 5	R 6
実施回数	7	9	13

3 普及啓発

(1)「災害ボランティア活動」出前講座の実施

年度	R 4	R 5	R 6
実施回数	6	9	3

※令和6年度実施先 県南生涯学習センター(2回)、㈱ダイナム

- (2) インターネットによる災害ボランティア関連情報の提供
 - ・特設サイト「災ボラ STANDBY (スタンバイ)」における災害ボランティア 募集、募金などの各種情報発信
 - ・災害ボランティア登録者へのメール による情報発信
 - ・県内事業者への啓発メールの配信



(3) SNSやメディア出演、イベント参加等による広報の実施 県広報紙「ひばり」、県公式X、イベント「いばらき学ぼうさい」等による情報発信

4 推進体制の整備等

茨城県災害ボランティア活動支援基金を設置し、特設サイトでのPRや企業版ふるさと納税の活用等により寄附金を募集し、災害ボランティアの活動環境を整備

【寄附実績】

年度	R 4	R 5	R 6
寄附総額	20,035 千円	24,864 千円	42, 296 千円
寄附件数	240 件	656 件	847 件

【活用内容】

- ・災害ボランティアの作業用資機材の購入経費
- 災害ボランティアの輸送手段の確保に要する経費
- ・いばらき型災害ボランティアセンター運営システム(IVOS)の運用経費
- ・民間支援団体等による情報共有会議等に要する経費

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 事業者の協力(第7条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円] 今年度 当初予算額 [千円]
【前年度 水果】 ボラン は で は で で で で で で で で で で で で で で で で	県	(1) 県ホームページ及び特設サイト「災ボラ STANDBY (スタンバイ)」における啓発 ・県ホームページ及び特設サイト「災ボラ STANDBY」において、引き続き「ボランティア 休暇制度の導入」に係る広報・啓発を行った。 (2) ボランティア休暇制度の啓発用チラシ(電子チラシ)の活用 ・事業者向けに作成したボランティア休暇制度 導入の啓発用チラシを県ホームページなどで公開・周知した。 (3) 県内事業者への啓発メールの配信 ・県産業戦略部メールマガジンに登録する事業者等(約850者)に対し、ボランティア休暇 導入の啓発に関する電子メールを配信した。 (4) 県内事業者への働きかけ ・市町村等と連携し、県内事業者に対して、ボランティア休暇制度の導入依頼等の働きかけを実施 <成 果> ホームページ等による啓発により、県内事業者に対して、「従業員が災害ボランティア活動を行いやすい職場環境」という視点からのボランティア休暇制度導入の必要性等について、理解促進を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課)	
【 今 後 の 取 組】 ボランティア 休暇制度導入 に関する啓発	県	県内事業者の従業員が災害ボランティア活動に 参加しやすい職場環境の整備を促進するため、県内 事業者におけるボランティア休暇制度導入に関す る広報・啓発を行う。	

(2) 相互の連携強化(第8条関係)

			芸た歯
事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円] 今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実		<実施状況>	
施状況及び	県	市町村と社会福祉協議会の役割や費用分担を明	_
成果】	•	確にするため、協定締結を働きかけるとともに、	
災害ボランテ	県社会福	協定内容に関して、市町村からの相談に随時、助	
ィアセンター	祉協議会	言や先行事例の紹介などを行った。	
設置・運営に	•		
関する役割分	市町村	<成 果>	
担等の明確化	•	令和6年度、新たに5市町において、市町村社	
の推進	市町村社	会福祉協議会との災害ボランティアセンターの設	
	会福祉協	置・運営に関する協定が締結され、協定締結済み	
	議会	の市町村は32市町村となった。	
	***************************************	(福祉部 福祉政策課)	
【今後の取		災害発生時、被災地において、災害ボランティ	
組】	県	アの活動を被災者につなぐ役割を担う災害ボラン	_
災害ボランテ	•	ティアセンターが円滑に設置・運営されるよう、	
ィアセンター	県社会福	引き続き市町村と社会福祉協議会との協定締結を	
設置・運営に	祉協議会	促進する。	
関する役割分	•		
担等の明確化	市町村		
の推進	•		
	市町村社		
	会福祉協		
	議会		

(3) 人材の育成及び確保(第9条関係)

(3) 人材の育り	以及の唯体	(弗9宋)()	
事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円] 今年度 当初予算額 「千円]
事業名 「前施成害ア置るの及ンタダ営ののというのでは、大きのののですが、大きのでは、大きののでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	事業主体県・会議会県・会議会	事業の内容	[千円] 今年度
		8 ・災害の長期に伴う職員のケアや通常務再開に向けた業務管理 など <成 果> 災害ボランティアセンター設置・運営訓練について、 令和6年度は県社協主催の2回を含む県内7か所で実施し、同訓練の実施により、各社会福祉協議会の職員	

の災害ボランティアセンターの設置・運営に関する基礎の習得が図られたとともに、参加した市町村、県及び市町村社会福祉協議会、地元のボランティア団体等の連携体制が強化された。また、災害初動期対応チームの育成のため、メンバー養成研修とだいては、全課程を修了した62人を災害初動期対応チームのメンバーとして新たに登録し、同チームの派遣体制が増強された(令和6年度末時点の登録者数:218人)。ステップアップ研修においては、「ICT編」(災害用特設ページ作成研修等)や「マネジメント編」(管理的な立場の者の育成(困難事案への対応)、災害の長期化に伴う職員のケアや通常業務再開に向けた業務管理等)により、災害ボランティアセンターの設置・運営を円満に行えるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営を円満に行えるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営を手伝う地域の支援団体などを対策会の職員や、運営を手伝う地域の支援団体などを対策に高く大材の育成 「全後の商」を表示していてのシミュレーション訓練等を実施する。また、災害ボランティアセンターの設置・運営の主体となる市町村社会福祉協議会の職員や、運営を実施する。また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チーム」員を育成する。		T		,
び市町村社会福祉協議会、地元のボランティア団体等 の連携体制が強化された。 また、災害初動期対応チームの育成のため、メンバ 一養成研修及びステップアップ研修を開催した。 メンバー養成研修においては、全課程を修了した62 人を災害初動期対応チームのメンバーとして新たに登録し、同チームの派遣体制が増強された(令和6年度末時点の登録者数:218人)。 ステップアップ研修においては、「ICT編」(災害用特設ページ作成研修等)や「マネジメント編」(管理的な立場の者の育成(困難事案への対応)、災害の長期化に伴う職員のケアや通常業務再開に向けた業務管理等)により、災害ボランティアセンターの設置・運営時におけるメンバーの認識の深化を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課) 災害時、被災地において災害ボランティアセンターの設置・運営を円滑に行えるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営を再滑に行えるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営の主体となる市町村社会福祉協議会の職員や、運営を手伝う地域の支援団体などを対象に、同センターの設置・運営の流れについてのシミュレーション訓練等を実施する。また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チ			の災害ボランティアセンターの設置・運営に関する基	
の連携体制が強化された。 また、災害初動期対応チームの育成のため、メンバー養成研修及びステップアップ研修を開催した。 メンバー養成研修及びステップアップ研修を開催した。 メンバー養成研修においては、全課程を修了した62人を災害初動期対応チームのメンバーとして新たに登録し、同チームの派遣体制が増強された(令和6年度末時点の登録者数:218人)。 ステップアップが修においては、「ICT編」(災害用特設ページ作成研修等)や「マネジメント編」(管理的な立場の者の育成(困難事案への対応)、災害の長期化に伴う職員のケアや通常業務再開に向けた業務管理等)により、災害ボランティアセンターの設置・運営時におけるメンバーの認識の深化を図ることができた。(福祉部 福祉政策課) 【今後の取組】 「集社会福祉、選営の主体となる市町村社会福祉協議会の職員や、運営を手伝う地域の支援団体などを対象に、同センターの設置・運営の流れについてのシミュレーション訓練等を実施する。また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営のを養験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チ			礎の習得が図られたとともに、参加した市町村、県及	
また、災害初動期対応チームの育成のため、メンバー養成研修及びステップアップ研修を開催した。メンバー養成研修及びステップアップ研修を開催した。メンバー養成研修においては、全課程を修了した62人を災害初動期対応チームのメンバーとして新たに登録し、同チームの派遣体制が増強された(令和6年度末時点の登録者数:218人)。ステップアップ研修においては、「ICT編」(災害用特設ページ作成研修等)や「マネジメント編」(管理的な立場の者の育成(困難事案への対応)、災害の長期化に伴う職員のケアや通常業務再開に向けた業務管理等)により、災害ボランティアセンターの設置・運営時におけるメンバーの認識の深化を図ることができた。(福祉部福祉政策課)災害ボランティアセンターの設置・運営を円滑に行えるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営の主体となる市町村社会福祉協議会の職員や、運営の主体となる市町村社会福祉協議会の職員や、運営の流れについてのシミュレーション訓練等を実施する。また、災害ボランティアセンターの設置・運営の流れについてのシミュレーション訓練等を実施する。また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チ			び市町村社会福祉協議会、地元のボランティア団体等	
- 養成研修及びステップアップ研修を開催した。 メンバー養成研修においては、全課程を修了した 62 人を災害初動期対応チームのメンバーとして新たに登録し、同チームの派遣体制が増強された(令和 6 年度末時点の登録者数: 218 人)。 ステップアップ研修においては、「ICT 編」(災害用特設ページ作成研修等)や「マネジメント編」(管理的な立場の者の育成(困難事案への対応)、災害の長期化に伴う職員のケアや通常業務再開に向けた業務管理等)により、災害ボランティアセンターの設置・運営時におけるメンバーの認識の深化を図ることができた。(福祉部 福祉政策課) 災害ボランティアセンターの設置・運営の主体となる市町村社会福祉協議会の職員や、運営を手伝う地域の支援団体などを対象に、同センターの設置・運営の流れについてのシミュレーション訓練等を実施する。また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チ			の連携体制が強化された。	
メンバー養成研修においては、全課程を修了した 62 人を災害初動期対応チームのメンバーとして新たに登録し、同チームの派遣体制が増強された(令和 6 年度末時点の登録者数: 218 人)。ステップアップ研修においては、「ICT 編」(災害用特設ページ作成研修等)や「マネジメント編」(管理的な立場の者の育成(困難事案への対応)、災害の長期化に伴う職員のケアや通常業務再開に向けた業務管理等)により、災害ボランティアセンターの設置・運営時におけるメンバーの認識の深化を図ることができた。(福祉部 福祉政策課) 災害ボランティアセンターの設置・運営を下できた。(福祉部 福祉政策課) 災害ボランティアセンターの設置・運営を円滑に行えるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営を目滑に行えるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営を手伝う地域の支援団体などを対象に、同センターの設置・運営の流れについてのシミュレーション訓練等を実施する。また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チ			また、災害初動期対応チームの育成のため、メンバ	
人を災害初動期対応チームのメンバーとして新たに登録し、同チームの派遣体制が増強された(令和6年度末時点の登録者数:218人)。 ステップアップ研修においては、「ICT編」(災害用特設ページ作成研修等)や「マネジメント編」(管理的な立場の者の育成(困難事案への対応)、災害の長期化に伴う職員のケアや通常業務再開に向けた業務管理等)により、災害ボランティアセンターの設置・運営時におけるメンバーの認識の深化を図ることができた。(福祉部 福祉政策課) 【今後の取組】 災害時、被災地において災害ボランティアセンターの設置・運営を円滑に行えるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営の計化会福祉協協会の職員や、運営を手伝う地域の支援団体などを対象に、同センターの設置・運営の流れについてのシミュレーション訓練等を実施する。また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チ			ー養成研修及びステップアップ研修を開催した。	
録し、同チームの派遣体制が増強された(令和6年度 末時点の登録者数:218人)。 ステップアップ研修においては、「ICT編」(災害用特 設ページ作成研修等)や「マネジメント編」(管理的な 立場の者の育成(困難事案への対応)、災害の長期化に 伴う職員のケアや通常業務再開に向けた業務管理等) により、災害ボランティアセンターの設置・運営時に おけるメンバーの認識の深化を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課) 災害時、被災地において災害ボランティアセンター の設置・運営を円滑に行えるよう、災害ボランティア センターの設置・運営の主体となる市町村社会福祉協 議会の職員や、運営を手伝う地域の支援団体などを対 象に、同センターの設置・運営の流れについてのシミ ュレーション訓練等を実施する。 また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経 験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災 害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同セン ターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チ			メンバー養成研修においては、全課程を修了した 62	
末時点の登録者数:218人)。 ステップアップ研修においては、「ICT編」(災害用特設ページ作成研修等)や「マネジメント編」(管理的な立場の者の育成(困難事案への対応)、災害の長期化に伴う職員のケアや通常業務再開に向けた業務管理等)により、災害ボランティアセンターの設置・運営時におけるメンバーの認識の深化を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課) 【今後の取組】			人を災害初動期対応チームのメンバーとして新たに登	
ステップアップ研修においては、「ICT編」(災害用特設ページ作成研修等)や「マネジメント編」(管理的な立場の者の育成(困難事案への対応)、災害の長期化に伴う職員のケアや通常業務再開に向けた業務管理等)により、災害ボランティアセンターの設置・運営時におけるメンバーの認識の深化を図ることができた。(福祉部福祉政策課) 【今後の取組】			録し、同チームの派遣体制が増強された(令和6年度	
設ページ作成研修等)や「マネジメント編」(管理的な立場の者の育成(困難事案への対応)、災害の長期化に伴う職員のケアや通常業務再開に向けた業務管理等)により、災害ボランティアセンターの設置・運営時におけるメンバーの認識の深化を図ることができた。(福祉部 福祉政策課) 【今後の取組】 災害・被災地において災害ボランティアセンターの設置・運営を円滑に行えるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営の主体となる市町村社会福祉協議会の職員や、運営を手伝う地域の支援団体などを対象に、同センターの設置・運営の流れについてのシミュレーション訓練等を実施する。また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チ			末時点の登録者数:218人)。	
立場の者の育成(困難事案への対応)、災害の長期化に 伴う職員のケアや通常業務再開に向けた業務管理等) により、災害ボランティアセンターの設置・運営時に おけるメンバーの認識の深化を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課) 災害時、被災地において災害ボランティアセンター の設置・運営を円滑に行えるよう、災害ボランティア センターの設置・運営の主体となる市町村社会福祉協 議会の職員や、運営を手伝う地域の支援団体などを対 象に、同センターの設置・運営の流れについてのシミ ユレーション訓練等を実施する。 また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経 験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災 害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同セン ターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チ			ステップアップ研修においては、「ICT 編」(災害用特	
伴う職員のケアや通常業務再開に向けた業務管理等)により、災害ボランティアセンターの設置・運営時におけるメンバーの認識の深化を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課) 【今後の取組】			設ページ作成研修等)や「マネジメント編」(管理的な	
により、災害ボランティアセンターの設置・運営時におけるメンバーの認識の深化を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課) 【今後の取組】			立場の者の育成(困難事案への対応)、災害の長期化に	
おけるメンバーの認識の深化を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課) 【今後の取			伴う職員のケアや通常業務再開に向けた業務管理等)	
【今後の取組】 災害時、被災地において災害ボランティアセンターの設置・運営を円滑に行えるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営の主体となる市町村社会福祉協議会の職員や、運営を手伝う地域の支援団体などを対験に、同センターの設置・運営の流れについてのシミスレーション訓練等を実施する。また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チークーの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チークーの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チークーの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チークーの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チークーの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チークーの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チークーの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チークーの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チークーの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チークーの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チークーの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チークーの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チークーの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チークークープ・ファイア・ファイア・ファイア・ファイア・ファイア・ファイア・ファイア・ファイア			により、災害ボランティアセンターの設置・運営時に	
【今後の取組】			おけるメンバーの認識の深化を図ることができた。	
組】			(福祉部 福祉政策課)	
災害ボランティアセンター 県社会福 議会の職員や、運営を手伝う地域の支援団体などを対象に、同センターの設置・運営の流れについてのシミュレーション訓練等を実施する。また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チ	【今後の取		災害時、被災地において災害ボランティアセンター	
「「「「「「「「「」」」」」	組】	県	の設置・運営を円滑に行えるよう、災害ボランティア	3,776 千円
設置・運営に 係る人材の育成 象に、同センターの設置・運営の流れについてのシミュレーション訓練等を実施する。 また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チ	災害ボランテ	•	センターの設置・運営の主体となる市町村社会福祉協	
係る人材の育成 コレーション訓練等を実施する。 また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チ	ィアセンター	県社会福	議会の職員や、運営を手伝う地域の支援団体などを対	
成 また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チ	設置・運営に	祉協議会	象に、同センターの設置・運営の流れについてのシミ	
験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チ	係る人材の育		ュレーション訓練等を実施する。	
害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チ	成		また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経	
ターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チ			験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災	
			害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同セン	
ーム」員を育成する。			ターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チ	
			ーム」員を育成する。	

【前年度の実	<実施状況>	
施状況及び 県	地域防災リーダーの養成を目的とし、防災士の資格取	2,782 千円
成果】	得も可能な「いばらき防災大学」において、茨城県社会福	
「いばらき防	祉協議会が「災害とボランティア活動」について講義をし	
災大学」にお	ている。	
ける講義	令和6年度「いばらき防災大学」開催状況	
	開催 開講期間 受講者数	
	水 戸 全3日間 (8/17、9/28、 140人	
	会場 10/12) (修了137人)	
	つくばみらい 全3日間 (10/27、11/4、 71 人 会場 11/23) (修了 69 人)	
	云 物 11/23) (修] 09 八)	
	受講対象者 講義の主な内容	
	原則として県内に居住 茨城県の防災・危機管理	
	し、次のいずれかに該当行政の概要、耐震診断と補	
	する者とする。 強、家具等の転倒・落下防	
	なお、定員を超える応 止対策、自然災害と損害保 募があった場合は、以下 険、気象庁ワークショッ	
	の優先順位により受講をプ、被害想定とハザードマ	
	認める。 ップ、気象情報の利活用、	
	①地域での防災活動に従り災害とボランティア活動、	
	事する意思がある者 風水害と土砂災害の仕組 ②自主防災組織等に属 み及び対策、地震と津波の	
	し、地域で防災活動に 仕組みと被害及び対策、身	
	従事する者 近でできる防災対策、自主	
	③市町村、企業等で防災 防災組織と地区防災計画、 関連の業務に従事する 放射線の基礎知識、防災士	
	者の役割など	
	※いばらき防災大学	
	自主防災組織等のリーダーとして活動できる人材を	
	養成することにより、県民の自助・共助の精神に基づく	
	災害に強い地域づくりや、自主防災組織等の新規結成	
	及び長期的に安定した組織活動を支援するため、「防	
	災」について総合的に学ぶ機会を提供するもの	
	<成 果>	
	災害ボランティアに関する知識や心構えについて講	
	義をすることで、被災者の支援に関する知識を有する	
	人材の育成を図ることができた。	
	(防災・危機管理部 防災・危機管理課)	
【今後の取	令和7年度においても、「いばらき防災大学」を開催	
組】 県	し、災害ボランティアに関する知識や心構えについて	2,782 千円
「いばらき防	講義をすることで、被災者の支援に関する知識を有す	
災大学」にお	る人材を育成する。	
ける講義		

【前年度の実		<実施状況)	>					
施状況及び	県	○令和6年		各種学	習の実施状	況		_
成果】	•			•	おける実施り	-		
小中学校等で	市町村		条例趣旨		と害等から身を			
の災害ボラン		区分	の周知	安	全確保に向け	た学習		
ティア活動等		小学校	77.	2%		99.6%		
に関する学習		中学校	78.	5%		99. 1%		
(-)(1)		合計	77.	6%		99. 4%		
			ボランティ			ランティア		
		区分	涵養に資す 異年齢交	る字習	古動に関	引する学習 自主防災		
			流活動・	ボラン	テ直接的	日主防火は組織等と		
			社会参画	ィア活	動しな体験	の交流		
		小学校	92. 7%	84.	5% 25.3%	35. 9%		
		中学校	84. 2%	80.	8% 21.5%	23. 7%		
		合計	89.9%	83.		31. 9%		
			_		女めて行った学	校の割合(R	4 に	
			交で周知済み 流活動(小学					
					巻揮しながら活	動するもの。		
		※社会参画						
					での様々なボラ			
					、障害のある <i>月</i> 舌動(地域の行			
			告、 77.2000 × 50 × 50 × 50 × 50 × 50 × 50 × 50		133 (1234) 13	1. (104) (10	,,,,,	
		※ボランティ						
		全校美		域社会を	への協力、学校	と 内外のボ	ラン	
			,, o. c	に関する	る直接的な体験	t		
					ンプ、土のう積			
					物資の支援など			
			L織等との交		2 P+ (((= 0.6+ - 2)) - L	
		目 日治会 る防災体験		連携し7	た防災訓練、消	間の団の指揮	によ	
		0 1979CIT-16	<i>/</i> (-\$ C					
		<成 果>	>					
		各小中学校	交等におい つ	て、災害	がら身を守	り、ボランラ	ティ	
		ア精神の涵剤	&に資する が	こめ、特	お別活動を中,	心に、防災に	こ関	
		する学習及び	バ異年齢交流	売や社:	会参画及びオ	ボランティフ	ア活	
		動を通して自	自己有用感	を感じ、	、進んで奉仕	こしようとす	ナる	
		態度を育てる	5学習を促む	進するこ	ことができた	.0		
			(教育庁:	学校教育部	義務教育記	果)	
【今後の取	***************************************	各市町村	***************************************		ける取組状況	***************************************		***************************************
組】	県	の結果を周急	知するとと	もに、	必要に応じ	て助言する	るこ	_
小中学校等で		とにより、」	, -	- ' '				
の災害ボラン		•		_ ,	。 :活動におい	て、児童牛	三徒	
ティア活動に		のボランテ				, ,		
/ 1 / 11 3/10		12.4.7 4 7 7	1 / 1011 1/2	111111111111111111111111111111111111111		, ^ -	· \	

関する学習		小中学校等において、さらに特別活動が推進され、	
		「自己有用感」が得られるような取組の充実を図る。	
		(指導主事会や通知文において助言)	
		(教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室)	
【前年度の実		<実施状況>	
施状況及び	県	令和6年度実施状況	2,027 千円
成果】	•	モデル 県立境特別支援学	
「学校安全総	市町村	地域 校近隣地域 五霞町	
合支援事業」	, , , ,	拠点校 県立境特別支援学 五霞町立五霞中学校	
における災害		(近隣 校(小1校、中1校、 (小1校)	
ボランティア		校) 高 1 校) 町と連携した避難 町と連携した防災体験	
に関する体験			
の機会の提供		・開催日・開催日	
の機会の提供		12月10日(火) 12月13日(金)	
		実施・会場・会場・表帯・大学は	
		内容 県立境特別文援 五霞甲字校	
		字校 ・ 内谷	
		・内容 非常食体験や防災体 段ボールベッド 験ワークショップ	
		イレの設置等	
		<成 果>	
		 避難所設営の体験や防災体験ワークショップ等の防	
		 災教育などを通して、児童生徒の「自助」、「共助」の	
		 意識醸成やボランティア精神の涵養を図ることができ	
		ite.	
		(教育庁学校教育部 保健体育課)	
【今後の取	***************************************	モデル地域を設定し、地域の特性に応じて災害安全	
組】	県	 に関する組織的取組と外部専門家の活用を進めるとと	2,157 千円
「学校安全総	•	もに、学校安全に関する学校間の連携促進を支援する	
合支援事業」	市町村	「学校安全総合支援事業」において、拠点校の生徒に	
における災害	, .	対し、避難所の開設・運営等の体験機会を提供する。	
ボランティア			
に関する体験			
の機会の提供			
【前年度の実		<実施状況>	
施状況及び	県	出前講座実施校等 実施日 参加者	_
脱状疣及び 成果】	尔	1 県南生涯学習センター 9/8 約20名	
7,737112		2 (株) ダイナム 9/18 約30名	
「災害ボラン		3 県南生涯学習センター 2/8 約10名	
ティア活動」			
出前講座の実		<成 果>	
施		災害ボランティアの現状や活動内容に対する理解促	

		進及び共助意識の醸成を図ることができた。	
		(福祉部 福祉政策課)	
【今後の取		県民の災害ボランティア活動への理解と関心を深め	
組】	県	るため、学校や企業などにおいて「災害ボランティア	_
「災害ボラン		活動」をテーマとした出前講座を実施する。	
ティア活動」			
出前講座の実			
施			

(4) 被災者の支援の迅速かつ適切な実施(第10条関係)

(4) 被災者の3	え援の迅速/	かつ適切な実施(第 10 条関係)	
事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円] 今年度 当初予算額
			[千円]
【前年度の実		<実施状況>	
施状況及び	県	茨城県防災ボランティアネットワーク(以下「ネッ	
成果】	•	トワーク」という)において活動の活性化方針を決定	
茨城県防災ボ	県社会福	し、具体的な方策等について協議・検討を行った。	
ランティアネ	祉協会	【活動活性化に関する検討状況】	
ットワークの		会議名	
活性化		世話 人会 世話 人会 日時:4月26日(水)15:00~16:00 場所:オンライン開催 (報告事項) ・R5年度事業報告 ・R5年度災害への対応 (協議事項) ・R6年度事業計画(案)	
		日時:6月5日(水) 15:45~16:30 場所:市町村会館 2階大会議室 (報告事項) ・R5年度事業報告 ・R5年度災害への対応 (協議事項) ・R6年度事業計画(案) ・防災ボランティアネットワークの活性化	
		日時:6月5日(水) 12:50~15:30 場所:市町村会館 1階講堂 講義:協働型災害ボランティアヤンター運営セミナー 講師:にいがた災害ボランティアネットワーク理事長/ 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議 幹事 李 仁鉄氏	
		. 4	
		<成 果>	
		ネットワークの活性化に向け、構成団体間において、	
		ネットワークが取り組むべき課題等について活発な意	
		見交換が行われ、活動の活性化方針を決定し、共有す	
		ることができた。また、研修会等の実施により、活性化	
		に向けた機運醸成が図られた。	
		(福祉部 福祉政策課)	#1####################################
【今後の取		災害時に被災者支援活動等を行う県内の 23 団体で	
組】	県	構成されるネットワークが、災害時に県内外から集ま	_
茨城県防災ボ	•	り活動する多様な支援団体等の連絡調整・活動調整な	
- to			l

ランティアネ	県社会福	どを担える組織になることを目指し、ネットワークの	***************************************
ットワークの		活動の活性化を促進していく。	
活性化	1-147142		
【前年度の実		<実施状況>	
施状況及び	県	【登録手続等の概要】	_
成果】 茨城県災害ボ ランティア登 録制度の整備		【個人登録】*令和3年9月~ 15 歳以上の住民(県民に限らず、 県外住民も登録可) 【団体登録】*令和4年度~ 2名以上	
		登録 オンライン上で個人登録、団体登 録それぞれの「登録フォーム」への入 力・送信により登録	
		登録 有効期間* なし ない (有欠 度 変 対) 会和 [
		*令和4年度までは年度更新(毎年度登録)、令和5 年度から年度更新を廃止	
		<成 果>	
		【令和6年度末登録状況】	
		· 個人登録件数: 1, 433 件	
		・団体登録件数:164件 (福祉部 福祉政策課)	
【今後の取		災害ボランティア活動に興味がある県民・事業者な	
組】	県	どを対象に、平常時から予め「茨城県災害ボランティ	_
大城県災害ボ	<i>></i> IN	ア」の登録を行い、県内で災害が発生した際には、登	
ランティア登		録者にメールで災害ボランティア募集情報などを情報	
録制度の整備		発信する等により、意欲ある災害ボランティアが県内	
		被災地で迅速かつ円滑に活動できるよう備える。	
		(令和7年度(4月20日現在)登録状況)	
		・個人登録件数:1,451 件	
		・団体登録件数:166件	
【前年度の実		<実施状況>	
施状況及び	県	1 県ホームページにおける情報発信	
成果】		2 特設サイト「災ボラ STANDBY (スタンバイ)」にお	
インターネッ		ける情報発信	
トを利用した		(特設サイトでの情報発信の例)	
災害ボランテ		・県災害ボランティア条例について	
ィア関連情報		・災害ボランティア登録について	
の提供		・災害ボランティア活動支援基金について	
		ボランティア休暇制度について	
		・特集「はじめての災ボラ活動」	
		・県内外の災害ボランティア募集情報等	***************************************

		T	
		(災害ボランティアセンター開設など)	
		・「災害ボランティア活動」出前講座の募集	
		・災害ボランティア関連イベント案内	
		など	
		<成 果>	
		 県ホームページや、災害ボランティア活動に関する	
		様々な情報を集約した「災ボラ STANDBY」において、県	
		民などが本県の災害ボランティア関連情報にアクセス	
		しやすい環境のもと情報提供することができた。	
T A (() - T	***************************************	(福祉部 福祉政策課)	
【今後の取	_	災害ボランティア活動に意欲のある県民などが、災	
組】	県	害ボランティア活動に必要な情報を容易に入手できる	
インターネッ		よう、県ホームページなどにおいて、災害ボランティ	
トを利用した		ア活動に関する様々な情報を提供する。	
災害ボランテ			
ィア関連情報			
の提供			
【前年度の実		<実施状況>	
施状況及び	県	【 令和6年度「災害ボランティア活動支援事業費補助	10,321 千円
成果】	•	金」概要】	
災害ボランテ		補助	
イア活動の環		対象 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	
		事業者	
境整備に資す		補助対象事業者が実施する災害ボランティア活	
る事業への助		動支援事業に対し、次の経費を助成する。 ①災害ボランティアの現地作業に要する用具の	
成		購入等に要する経費(災害時)	
		②災害ボランティアの輸送に関する経費(災害	
		補助対 時)	
		象経費 ③災害ボランティアセンターの運営支援に資するシ	
		④民間支援団体等による情報共有会議等	
		の準備、設置及び運営等に表する経費	
		(災害時、平常時)	
		補助率 10/10	
		令和6年度:2,061千円	
		(見込) ②情報共有会議運営等経費:121千円	
		<成 果>	
		「茨城県災害ボランティア活動支援基金」を活用し	
		 て構築した「いばらき型災害ボランティアセンター運	
		営支援システム (IVOS)」を維持管理するとともに、研	
		営支援システム (IVOS)」を維持管理するとともに、研	

		修会等での活用を図ることにより、災害ボランティア	
		の活動を円滑かつ効果的に被災者支援につなげるため	
		の環境整備を推進することができた。	
		(福祉部 福祉政策課)	
【今後の取		「茨城県災害ボランティア活動支援基金」への寄附	
組】	県	金を原資として、災害ボランティア活動の円滑化等に	13,013 千円
災害ボランテ		直結する事業に対し補助金を交付することにより、災	
ィア活動の環		害ボランティア活動の環境整備を図る。	
境整備に資す			
る事業への助			
成			
【前年度の実		<実施状況>	
施状況及び	県	○いばらき型災害ボランティアセンター運営支援シス	
成果】	•	テム (IVOS) の概要	
災害ボランテ	県社会福 ・	オンラインによる災害ボランティアの事前受付の	
ィアセンター	祉協議会	導入と災害ボランティアセンター運営に必要な情報	
の運営を効率	122 000 1400 24	(被災者ニーズ情報、案件別活動履歴など)のデータ	
化するシステ		ベース化により各種情報を即時共有するシステム。	
ムの運用		災害ボランティアと被災者ニーズのスムーズなマッ	
ムの産州		チングに有用な情報処理、各種帳票の自動作成、被災	
		者ニーズの地図情報化などの機能を有する。	
		時期	
		6 月 市町村社協等からの要請により IVOS 操作研	
		研修合理	
		美施日 美施日	
		0/28 研修)	
		6/21	
		7/17 十次用社芸価祉協議会 7/12 八千代町社会福祉協議会	
		8/29 常陸太田市社会福祉協議会	
		9/20 龍ケ崎市社会福祉協議会 10/24 土浦市社会福祉協議会 10/24 土浦市社会福祉協議会 10/24 10/	
		11/9 東海村社会福祉協議会	
		12/23 水戸市社会福祉協議会	
		2/13 筑西市社会福祉協議会	
		2/18 (社会福祉協議会)県北局長会	
		3/8 下妻市社会福祉協議会	
		<成 果>	
		市町村社会福祉協議会等において IVOS 操作研修を	
		実施し、操作・活用方法の基礎を修得することにより、	
		災害発生時に災害ボランティアセンターへ IVOS を速	
		やかに導入・運用できる体制整備の推進を図ることができた。	
		(福祉部 福祉政策課)	
L	L		***************************************

【今後の取		災害ボランティアセンターの運営の効率化を図るた	
組】	県	め、ICT を活用し、「災害ボランティア」と「被災者ニ	_
災害ボランテ	•	ーズ」のマッチングの円滑化等のための「いばらき型	
ィアセンター	県社会福	災害ボランティアセンター運営支援システム (IVOS)」	
の運営を効率	祉協議会	の運用等を行う。	
化するシステ			
ムの運用			

(5) 県外における災害ボランティア活動に対する支援(第11条関係)

Ī	/ /[// 1001/	<u> </u>	ファイテル判(で) デる人法(オー・木内原/	
				前年度 最終予算額
	1.386	1.304 5 11	Lastro Last	[千円]
	事業名	事業主体	事業の内容	今年度
				当初予算額
				[千円]
	【前年度の実		<実施状況>	
	施状況及び	県	県ホームページ及び特設サイト「災ボラ	_
	成果】	•	STANDBY (スタンバイ)」において、能登半島地震	
	県外被災地に	県社会福	に関し、被災地における「災害ボランティアセン	
	係る災害ボラ	祉協議会	ター設置情報」及び「災害ボランティア募集情報」	
	ンティア募集		の発信を継続して行った。	
	情報等の発信			
			対象災害 時期 主な発信内容	
			令和6年	
			地震	
			<成 果>	
			全国各地で発生した災害における災害ボラン	
			ティア募集情報等を、県民に向けて速やかに情報	
			発信することにより、県外における被災者支援の	
			迅速かつ適切な実施につなげることができた。 (福祉部 福祉政策課)	
	【A丝办册		他県で発生した災害において、現地を訪れてボ	
	【今後の取	(E	ランティア活動をしたいと考える県民が、活動に	_
	組】	県		
	県外における	•	必要な情報に容易にアクセスできるよう、県ホー	
	災害ボランテ	県社会福	ムページや特設サイト「災ボラ STANDBY(スタン	
	ィア活動に対	祉協議会	バイ)」において、県外被災地における災害ボラ	
	する支援		ンティアセンターの設置や災害ボランティア募	
			集に係る情報を提供する。	

(6) 普及啓発 (第12条関係)

(6) 普及啓発	(弗 12 宋)	☆/	
事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円] 今年度 当初予算額 [千円]
「並に座の宝		/ 字状 作加 /	21142
【前年度の実		<実施状況>	934 千円
施状況及び	県	○令和6年度第1回	304 1
成果】		・開催日時:令和6年7月27日(土)	
「いばらき学		10:00~16:00	
ぼうさい」に		・開催場所:イオンモール土浦	
おける啓発		・来場者数:511名	
		・啓発内容:災害ボランティアクイズ、啓発ポス	
		ター及び災害ボランティア登録案	
		内掲示、啓発チラシ配布	
		○令和6年度第2回	
		・開催日時:令和7年3月8日(土)	
		10:00~16:00	
		・開催場所:イオンモール水戸内原	
		・来場者数:754名	
		・啓発内容: 災害ボランティアクイズ、啓発ポス	
		ター及び災害ボランティア登録案	
		内掲示、啓発チラシ配布	
		<成 果>	
		会場に災害ボランティア啓発ブースを設置し	
		て、災害ボランティアについて周知したことで、	
		県民の災害ボランティアについての理解と関心を	
		高めることができた。	
		(防災・危機管理部 防災・危機管理課)	
【今後の取		県民の防災に関する意識向上を図ることを目的	
組】	県	に、民間企業と連携して開催する啓発イベント「い	934 千円
「いばらき学		ばらき学ぼうさい」において、災害ボランティア	
ぼうさい に		活動に関する啓発を行う。	
		10男110因)の位元で11丿。	
おける啓発			
	•		

【前年度の実		<実施状況>	
施状況及び	県	【啓発イベントの概要】	_
成果】		名称:「ふれ愛広場イベント」	
災害ボランテ		会場:龍ケ崎市地域福祉会館	
ィア活動の啓		開催日時 10月20日 11:00~15:30	
発イベント等		文化と福祉を融合させた市民参 イベント お間の標準は ない ない ない ない ない ない ない な	
への参加			
		 【メディア等による広報の実施】 ・県広報誌「ひばり6月号」掲載 ・NHK 水戸放送局「いばっちゃお みんなの広場(6月21日放送)」 ・新聞7紙で広告 9月6日:朝日、日経 9月7日:毎日、茨城 9月8日:読売、産経、東京 ・ラジオ県だより(2月13日、28日放送) ・県公式X、Yahooくらしによる情報発信 <成果> 啓発イベントやメディア等による情報発信により、災害ボランティア活動についての理解と関心を深めることができた。 (福祉部 福祉政策課) 	
【今後の取	県	災害ボランティア活動に係る啓発イベントに参	
組】		加やし、災害ボランティアについての理解と関心	_
災害ボランテ		を深めるとともに、共助意識の普及を図る。	
ィア活動の啓			
発イベントへ			
の参加			

(7)推進体制の整備等(第14条関係)

事業名、事業主体 事業の内容		1				
施状況及び 成果】 組織体制の整備 「一方に動の支援・促進を担当する専任職員を配置した。 「一大に動の支援・促進を担当する専任職員を配置した。 「一大に要した専任職員を中心に、災害ボランティア活動に関する人材育成や環境整備などの各種施策を推進し、災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」を踏まえ、県として必要な施策を着実に実施していくための推進体制を整備する。 「一大な域果災害ボランティア活動支援基金」に係る寄附金を募集するとともに、同基金に関する特設サイトによる広報、NHKデータ放送やツイッター、ショッピングモール等でのチラシ配布などにより、県民等に対して周知を図った。個人からの寄附については、京附のインセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」はより寄附ができるようにしている。 「一大のよの表別」により寄附ができるようにしている。 「一大のよのな素からの寄附については、京附のインセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」により寄附ができるようにしている。 「一大のよの表別を関する特別は、京都に関する特別は、京都に関する特別は、京都に関する特別は、京都に対して周知を図った。個人からの寄附については、京都のインセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」により寄附ができるようにしている。 「一大のよのな素がらの寄附については、京都のインセンティブとなるよう「企業版かるさと納税」により寄附ができるようにしている。 「一大のよのなどの表別を関するといては、京都に対していては、京都に対しては、京都に対しないが、京都に対しては、京都に対していいが、京都に対しては、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しているが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、ないが、ないが、京都に対しないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、	事業名	事業主体	事業の内容	最終予算額 [千円] 今年度 当初予算額		
施状況及び 成果】 組織体制の整備 「一方に動の支援・促進を担当する専任職員を配置した。 「一大に動の支援・促進を担当する専任職員を配置した。 「一大に要した専任職員を中心に、災害ボランティア活動に関する人材育成や環境整備などの各種施策を推進し、災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」を踏まえ、県として必要な施策を着実に実施していくための推進体制を整備する。 「一大な域果災害ボランティア活動支援基金」に係る寄附金を募集するとともに、同基金に関する特設サイトによる広報、NHKデータ放送やツイッター、ショッピングモール等でのチラシ配布などにより、県民等に対して周知を図った。個人からの寄附については、京附のインセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」はより寄附ができるようにしている。 「一大のよの表別」により寄附ができるようにしている。 「一大のよのな素からの寄附については、京附のインセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」により寄附ができるようにしている。 「一大のよの表別を関する特別は、京都に関する特別は、京都に関する特別は、京都に関する特別は、京都に対して周知を図った。個人からの寄附については、京都のインセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」により寄附ができるようにしている。 「一大のよのな素がらの寄附については、京都のインセンティブとなるよう「企業版かるさと納税」により寄附ができるようにしている。 「一大のよのなどの表別を関するといては、京都に対していては、京都に対しては、京都に対しないが、京都に対しては、京都に対していいが、京都に対しては、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しているが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、京都に対しないが、ないが、ないが、京都に対しないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、	【前年度の実					
展集】 福祉部福祉政策課に、引き続き災害ボランティア活動の支援・促進を担当する専任職員を配置した。 《成 果> 配置した専任職員を中心に、災害ボランティア活動に関する人材育成や環境整備などの各種施策を推進し、災害ボランティア活動の支援・促進を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課) 「茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」を踏まえ、県として必要な施策を着実に実施していくための推進体制を整備する。 【前年度の実施状況及び成果】 大城県災害ボランティア活動支援基金」に係る寄附金を募集するとともに、同基金に関する特設サイトによる広報、NHKデータ放送やツイッター、ショッピングモール等でのチラシ配布などにより、県民等に対して周知を図った。 個人からの寄附については、県の「ふるさと納税」サイトから、企業からの寄附については、第附のインセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」はより寄附ができるようにしている。 《成果> 令和6年度において以下の寄附実績を上げ、災害ボランティア活動の環境整備を図ることができた。 【令和6年度 寄附実績(見込)】						
組織体制の整備)N				
## た。 一方の						
マスカー マスカー						
配置した専任職員を中心に、災害ボランティア活動に関する人材育成や環境整備などの各種施策を推進し、災害ボランティア活動の支援・促進を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課) 【今後の取	1)用 					
動に関する人材育成や環境整備などの各種施策を 推進し、災害ボランティア活動の支援・促進を図る ことができた。 (福祉部 福祉政策課) 「茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進す るための条例」を踏まえ、県として必要な施策を着 実に実施していくための推進体制を整備する。 【前年度の実 施状況及び 成果】 茨城県災害ボランティア活動支援基金」に係る 寄附金を募集するとともに、同基金に関する特設サイトによる広報、NHKデータ放送やツイッター、ショッピングモール等でのチラシ配布などにより、 県民等に対して周知を図った。 個人からの寄附については、県の「ふるさと納税」 サイトから、企業からの寄附については、寄附のインセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」に より寄附ができるようにしている。 〈成 果〉 令和6年度において以下の寄附実績を上げ、災害 ボランティア活動支援事業費補助金の原資として 活用することにより、災害ボランティア活動の環境 整備を図ることができた。 【令和6年度 寄附実績(見込)】						
推進し、災害ボランティア活動の支援・促進を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課) 「茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」を踏まえ、県として必要な施策を着実に実施していくための推進体制を整備する。 【前年度の実施状況> 成果】 茨城県災害ボランティア活動支援基金」に係る寄附金を募集するとともに、同基金に関する特設サイトによる広報、NHKデータ放送やツイッター、ショッピングモール等でのチラシ配布などにより、県民等に対して周知を図った。個人からの寄附については、県の「ふるさと納税」サイトから、企業からの寄附については、寄附のインセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」により寄附ができるようにしている。 《成果> 令和6年度において以下の寄附実績を上げ、災害ボランティア活動支援事業費補助金の原資として活用することにより、災害ボランティア活動の環境整備を図ることができた。 【令和6年度 寄附実績(見込)】						
【今後の取			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
【今後の取			推進し、災害ボランティア活動の支援・促進を図る			
【今後の取組】			ことができた。			
組織体制の整備 【前年度の実施状況> 「茨城県災害ボランティア活動支援基金」に係る寄附金を募集するとともに、同基金に関する特設サイトによる広報、NHKデータ放送やツイッター、ショッピングモール等でのチラシ配布などにより、県民等に対して周知を図った。個人からの寄附については、場の「ふるさと納税」サイトから、企業からの寄附については、寄附のインセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」により寄附ができるようにしている。 (成果) 令和6年度において以下の寄附実績を上げ、災害ボランティア活動支援事業費補助金の原資として活用することにより、災害ボランティア活動の環境整備を図ることができた。 【令和6年度 寄附実績(見込)】		••••	(福祉部 福祉政策課)			
### 実に実施していくための推進体制を整備する。 (本)	【今後の取		「茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進す			
備 【前年度の実施状況及び成果】 「茨城県災害ボランティア活動支援基金」に係る寄附金を募集するとともに、同基金に関する特設サイトによる広報、NHKデータ放送やツイッター、ショッピングモール等でのチラシ配布などにより、県民等に対して周知を図った。個人からの寄附については、県の「ふるさと納税」サイトから、企業からの寄附については、寄附のインセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」により寄附ができるようにしている。 (成果) 令和6年度において以下の寄附実績を上げ、災害ボランティア活動支援事業費補助金の原資として活用することにより、災害ボランティア活動の環境整備を図ることができた。 【令和6年度寄附実績(見込)】 [42 296 600 円]	組】	県	るための条例」を踏まえ、県として必要な施策を着			
【前年度の実施状況及び成果】 「茨城県災害ボランティア活動支援基金」に係る寄附金を募集するとともに、同基金に関する特設サイトによる広報、NHKデータ放送やツイッター、ショッピングモール等でのチラシ配布などにより、県民等に対して周知を図った。個人からの寄附については、県の「ふるさと納税」サイトから、企業からの寄附については、寄附のインセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」により寄附ができるようにしている。 〈成果> 令和6年度において以下の寄附実績を上げ、災害ボランティア活動支援事業費補助金の原資として活用することにより、災害ボランティア活動の環境整備を図ることができた。 【令和6年度寄附実績(見込)】	組織体制の整		実に実施していくための推進体制を整備する。			
施状況及び 成果】	備					
成果】	【前年度の実		<実施状況>			
 茨城県災害ボランティア活動支援基金の設置 は置 は関連を担当して関知を図った。 は関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関	施状況及び	県	「茨城県災害ボランティア活動支援基金」に係る	38,617 千円		
ランティア活動支援基金の設置 ショッピングモール等でのチラシ配布などにより、県民等に対して周知を図った。個人からの寄附については、県の「ふるさと納税」サイトから、企業からの寄附については、寄附のインセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」により寄附ができるようにしている。 (成果) 令和6年度において以下の寄附実績を上げ、災害ボランティア活動支援事業費補助金の原資として活用することにより、災害ボランティア活動の環境整備を図ることができた。 【令和6年度寄附実績(見込)】	成果】		寄附金を募集するとともに、同基金に関する特設サ			
動支援基金の 設置	茨城県災害ボ		イトによる広報、NHKデータ放送やツイッター、			
設置 個人からの寄附については、県の「ふるさと納税」 サイトから、企業からの寄附については、寄附のインセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」により寄附ができるようにしている。 (成 果>	ランティア活		ショッピングモール等でのチラシ配布などにより、			
サイトから、企業からの寄附については、寄附のインセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」により寄附ができるようにしている。 〈成 果〉	動支援基金の		県民等に対して周知を図った。			
ンセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」に より寄附ができるようにしている。	設置		個人からの寄附については、県の「ふるさと納税」			
より寄附ができるようにしている。 < 成 果>			サイトから、企業からの寄附については、寄附のイ			
〈成 果〉 令和6年度において以下の寄附実績を上げ、災害 ボランティア活動支援事業費補助金の原資として 活用することにより、災害ボランティア活動の環境 整備を図ることができた。 【令和6年度 寄附実績(見込)】			ンセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」に			
令和6年度において以下の寄附実績を上げ、災害ボランティア活動支援事業費補助金の原資として活用することにより、災害ボランティア活動の環境整備を図ることができた。 【令和6年度 寄附実績(見込)】			より寄附ができるようにしている。			
ボランティア活動支援事業費補助金の原資として 活用することにより、災害ボランティア活動の環境 整備を図ることができた。 【令和6年度 寄附実績(見込)】			<成 果>			
活用することにより、災害ボランティア活動の環境 整備を図ることができた。 【令和6年度 寄附実績(見込)】			 令和6年度において以下の寄附実績を上げ、災害			
活用することにより、災害ボランティア活動の環境 整備を図ることができた。 【令和6年度 寄附実績(見込)】						
整備を図ることができた。 【令和6年度 寄附実績(見込)】						
【令和 6 年度 寄附実績 (見込)】 42 296 600 円						
42 296 600 円						
			42 296 600 円			
			終額 (四訳) 法人 (,013,800 円			
個人 35, 282, 800 円 寄附 847 件			個人 35, 282, 800 円			
件数 (内訳) 法人 6 件、個人 841 件						
(福祉部 福祉政策理)			(福祉部 福祉政策課)			

【今後の取		災害ボランティア活動の環境整備を図る事業へ	
組】	県	の助成等に係る原資を確保するとともに、県民・県	13,013 千円
茨城県災害ボ		内事業者等における共助意識の醸成を目的として、	
ランティア活		「茨城県災害ボランティア活動支援基金」を設置	
動支援基金の		し、広く寄附金を集める。	
設置			

4	その	佃
т .		ڪا ر

特になし			

(参考)

茨城県条例第59号

茨城県災害ボランティア活動を支援し, 促進するための条例

人類は、これまで、自然災害により多大の苦難に遭遇してきた。多数の尊い人命が失われ、生活基盤を奪われながらも、強い絆で助け合いながら、その都度、苦難を克服して、新しい時代を切り拓いてきた。

しかるに昨今は、県内においても、これまでに経験したことがないような自然災害が頻発しており、 その甚大な被害の前に自然の猛威を改めて思い知らされている。

その中にあって、被災の現場に駆け付け、見返りを求めず、被災者支援の要として活動するボランティアの方々の献身的な姿は、被災者に勇気と希望を与え、生活の再建と地域の復興に向けた大きな力となっている。

我々は、災害時におけるボランティアの活動の重要性を改めて認識し、根付かせるため、その活動に おいて直面する課題の解決や知識経験の共有など、災害時におけるボランティアの活動に資する環境を 整備していく必要がある。

ここに、災害時において被災者に寄り添い、被災者を支え、そして地域の復興につながる力となるボランティアの活動を一層促進し、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、災害ボランティア活動の促進に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、災害ボランティア活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、県、市町村及び社会福祉協議会(以下これらを「行政等」という。)、災害ボランティアその他の災害ボランティア活動に関わる多様な主体の連携体制を構築し、災害ボランティア活動を促進することにより、被災者の支援の充実を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 災害 暴風, 竜巻, 豪雨, 洪水, 崖崩れ, 土石流, 高潮, 地震, 津波, 地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。
 - (2) 災害ボランティア活動 被災者を支援するためのボランティア活動及び当該ボランティア活動 を円滑に行うためのボランティア活動をいう。
 - (3) 災害ボランティア 災害ボランティア活動を行う個人又は団体をいう。
 - (4) 災害ボランティアセンター 被災地の早期の復旧復興を図るため、災害ボランティアの募集、 災害ボランティア活動の場所に係る情報提供その他の災害ボランティア活動の円滑な実施に係る 支援を目的として社会福祉協議会が設置する組織をいう。

- (5) 社会福祉協議会 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会及び同法第110条第1項に規定する都道府県社会福祉協議会であって、県の区域内で事業を行う者をいう。
- (6) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校,中学校,義務教育学校, 高等学校,中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- (7) 自主防災組織等 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条の2第2号に規定する自主防 災組織,消防団,水防団,防災士(防災活動に関する知識又は技能に関し,特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人の定める資格を取得した 者をいう。)その他地域において防災活動を行う団体又は個人をいう。

(基本理念)

- 第3条 災害ボランティア活動の促進は、これが相互扶助の精神に基づく自発的な活動であることを鑑み、被災者の意向並びに災害ボランティアの自主性及び自立性が尊重され、行政等と被災者と災害ボランティアとの信頼関係の下に、連携及び協力を図ることを旨として、行われなければならない。
- 2 災害ボランティア活動の促進に当たっては、被災者の権利利益の保護並びに災害ボランティアの生 命及び身体の安全の確保に十分配慮されなければならない。
- 3 災害ボランティア活動の促進に当たっては、被災者の支援に関する的確な情報の収集及び提供に十 分配慮されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、災害ボランティア活動の促進に関する施策を総合的 に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、平時から、次の事項に関し、必要な施策を講じなければならない。
 - (1) 行政等及び災害ボランティア相互の連携強化
 - (2) 災害ボランティア活動に関する人材の育成及び確保
 - (3) 災害ボランティア活動による被災者の支援の迅速かつ適切な実施

(広域にわたる被害の発生時等における県の対応)

第5条 県は、災害時において、広域にわたる被害又は甚大な被害の発生により災害ボランティアセンターの設置が困難であると認められるときその他災害ボランティア活動による被災者の支援に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、率先して必要な措置を講じなければならない。この場合において、県は、市町村及び社会福祉協議会の理解と協力を得つつ、これを行うものとする。

(県民の理解)

第6条 県民は、あらゆる機会を通じて災害ボランティア活動についての理解と関心を深めるとともに、 それぞれその生活の実情に即して、できる限り、災害ボランティア活動を積極的に行うよう努めるも のとする。 (事業者の協力)

- 第7条 事業者は、それぞれの事業所の実情に応じて、その従業者が災害ボランティア活動を行いやすい職場環境を整備するよう努めるものとする。
- 2 県は、事業者に対する表彰、広報活動その他の前項の整備の促進に関する普及啓発を行うものとする。

(相互の連携強化)

- 第8条 県は、災害ボランティア活動の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村、社会 福祉協議会及び災害ボランティア相互の連携及び協力の下に行うものとする。
- 2 行政等は、災害時における災害ボランティアセンターの円滑な設置及び運営に資するため、その役割及び費用の分担について、あらかじめ定めておくものとする。

(人材の育成及び確保)

- 第9条 県は、災害ボランティア活動が被災者の需要に的確に対応したものとなるよう、被災者の支援 に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保に努めるものとする。
- 2 学校は、児童及び生徒が災害と向き合い、助け合いや人との絆の重要性を認識することを通じて、 防災意識の向上並びに災害を生き抜く力及び人を支える力の育成を図るため、災害ボランティア活動 に関する体験の機会の提供、自主防災組織等との交流その他の教育活動を行うよう努めるものとする。
- 3 自主防災組織等は、その地域において防災活動を行うことと併せて、災害ボランティア活動に関する気運の醸成に取り組むよう努めるものとする。
- 4 県は、第2項の活動及び前項の取組を支援するために必要な措置を講ずるものとする。 (被災者の支援の迅速かつ適切な実施)
- 第10条 県は、災害ボランティア活動による被災者の支援が迅速かつ適切に行われるよう、次の事項に 関し、必要な施策を講ずるものとする。
 - (1) 災害ボランティア活動に関する連絡調整その他の災害ボランティア活動の円滑な実施に資する活動を行うための団体の育成又は体制の整備に関すること。
 - (2) インターネットの利用による災害ボランティア活動に関する情報の迅速な収集及び提供その他の災害ボランティア活動の促進に資する情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 被災地において必要とされる保健医療、復旧復興その他の災害ボランティア活動に資する専門的な知識、技術及び経験の活用に関すること。
 - (4) 災害ボランティアセンターの設置及び運営その他災害ボランティア活動による被災者の支援に 係る研修及び訓練の実施に関すること。
 - (5) 資機材の確保に関する援助その他の災害ボランティアがその活動を行いやすい環境整備に対する支援に関すること。
 - (6) 災害ボランティア活動に際しての個人情報の保護その他の被災者の権利利益の保護及び感染症 の予防その他の災害ボランティアの安全の確保に関すること。

(県外における災害ボランティア活動に対する支援)

第11条 県は、県民が、災害ボランティアとして、県外の被災地においてその活動を行う場合において も、前条の規定に準じて必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(普及啓発)

第12条 県は、県民が災害ボランティア活動についての理解と関心を深めるため、広報活動、研修の充実その他の普及啓発を行うものとする。

(年次報告)

- 第13条 知事は、毎年度、災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をしなければならない。
- 2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

(推進体制の整備等)

第14条 県は、この条例に基づく災害ボランティア活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、災害ボランティア活動の促進に係る体制の整備、基金の設置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、災害ボランティア活動の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。